

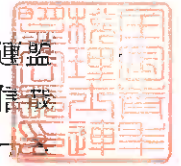


平成 31 年 1 月 21 日

国税庁長官 藤井 健志 殿

全国青年税理士連盟
会長 前田 信哉

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-1
代々木第 10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



個人番号取扱いに対する抗議文

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3, 000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて貴庁は先日、「東京、大阪両国税局からデータ入力を委託されていた東京都杉並区の業者、システムズ・デザイン株式会社が契約に反して別業者に再委託し、個人番号（以下「マイナンバー」という。）など個人情報が含まれる約 70 万件の書類を流していた」と公表しました。うち、少なくとも約 55 万人分のマイナンバーが記載されていた可能性が有るとの事です。公表通りの事件であるならば、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第 10 条 1 項」に違反しており、税務行政に対する国民の信頼を大いに裏切る結果となることは明らかであります。貴庁の対応として納税者に謝罪するだけでは到底事足らず、委託者である貴庁の監督責任が問われる重大な問題だと考えます。それに加えて、現時点において原因究明や再発防止策も公表されない状況で、従来通り納税者が個人情報を提出することに対して、大きな懸念が生じています。

そこで今回の事件について厳重に抗議をするとともに、以下について要望します。

1. 事実関係及び再発防止策を速やかに公表すべきです。

貴庁には納税者の氏名や住所のみならず、各個人の申告書や納税額など、極めてプライバシーの高い情報が大量に保管されており、それらの個人情報については厳重な管理の下で慎重な取り扱いがなされなくてはなりません。ましてや事務の一部を委託する場合には、細心の注意をもって委託先を選定し、監督する義務があります。

「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）」によれば、必要かつ適切な監督には、(1)委託先の適切な選定 (2)委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、(3)委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれます。

今回の事件については、明らかな番号法違反であると考えられるため、貴庁の監督責任が問われる重大な問題と認識し、委託契約締結にあたって実施されるべき安全管理措置の確認状況や委託先の選定理由をはじめ、個人情報保護委員会が策定したガイドラインに基づく事実関係及び再

発防止策等を速やかに公表すべきです。

2. 安易な個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を取りやめるべきです。

今回の事件が公表されている通りの事実であれば、日本年金機構における個人情報流出事案を発端に、官公庁による情報漏えいが立て続けに発生したことになり、国民のマイナンバーに対する疑念が増大することになります。当面、国民のセキュリティ確保を最優先として、個人番号に関する利用履歴を閲覧できること、すなわち、安全にマイナンバーを管理できるよう、貴庁が率先してマイナポータルの普及推進等をすべきです。

また、十分な再発防止策を講じることが困難であるならば、貴庁が事務負担の軽減や繁忙を理由に、民間業者に委託をする状況を根本的に改善し、安易な個人番号利用事務等の全部または一部の委託を取りやめるべきです。

以上